

「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」に関する  
意見募集（パブリックコメント）の結果について

令和3年9月24日  
環境省水・大気環境局大気環境課

令和3年8月7日（土）から令和3年9月6日（月）にかけて「大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令案」に関する意見募集（パブリックコメント）を行い、その結果を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました方々へ御礼申し上げますとともに、今後とも環境行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施期間等

- 募集期間：令和3年8月7日（土）～同年9月6日（月）
- 実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）への掲載
- 意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の「意見提出フォーム」、郵送

2. 御意見の件数

19件

3. 御意見の要旨及び御意見に対する回答

別紙のとおり

4. 本件に関する問合せ先

環境省水・大気環境局大気環境課  
電話：03-3581-3351（内線）6533

(別紙)

	御意見の要旨	御意見に対する回答
1	大気汚染について、前年比で 46 パーセント汚染度を減らすべき。	今後の環境省の施策検討の際の参考にさせていただきます。
2	本改正は、事業者からの『ボイラーについてはバイオマスを燃料とした場合に他の燃料と同出力であるにもかかわらず、政令において定める伝熱面積の要件により規制対象となりやすく公平でない』との要望を契機としているが、そもそもボイラーの出力と燃料の種類には直接的な関係がないことから、要望は不適切であり、改正について再検討すべき。	事業者からの要望を踏まえ検討を開始しましたが、ボイラーの規制対象とする規模要件の伝熱面積が本当に公平さを欠くということであれば、規制の要件として適切ではないと考え、検討を進めることとしたものです。検討した結果は、「伝熱面積と排出ガス量との関係については、現在では強い相関があるとはいえなくなっている。一方で燃焼能力と排出ガス量との関係については、強い相関がみられ、規模要件の指標としてより適切なものであると考えられる。」と報告書でまとめられ、それに基づき本政令改正を行うものです。
3	バーナーを持たないボイラーの燃料の燃焼能力について、その算定方法を明示するべきではないか。明示しないのであれば、バーナーを持たないボイラーの燃料は、全て固体燃料であると考えられることから火格子面積を規模要件に追加してはどうか。	ばい煙発生施設影響評価検討会において、燃焼能力と排出ガス量には相関が高いとされたことからバーナーを持たないボイラーについても燃焼能力により規制を行うこととしたものであり、火格子面積による規模要件を追加することは考えていません。 なお、バーナーを持たないボイラーの燃料の燃焼能力については、ボイラーの仕様に係るものであるため、設置者を通じてボイラーメーカー等に問い合わせください。
4	伝熱面積に係る要件を撤廃すること、「バーナーの」との文言を削除することについて異論はないが、事業者の負担増加とならないよう、昭和 60 年 6 月 6 日総理府令第 31 号の附則で規定されている伝熱面積が 10m <sup>2</sup> 未満の小型ボイラーに対する排出基準の適用免除については、そのまま継続していただくようお願いする。	現在、基準適用猶予となっている小型ボイラーについては、引き続き基準の適用が猶予されることとなり、改正政令公布後に地方公共団体に対し発出する施行通知の中で、その旨を記載します。また、業界団体等にも政令改正内容を周知し、事業者の対応が徹底されるように配慮します。
5	小型ボイラー(伝熱面積 10m <sup>2</sup> 未満、バーナー能力 50L/h 以上)という分類が無くなるが、ガス、軽質油を燃料とする小型ボイラーで現在猶予されているばいじん、窒素酸化物濃度の排出基準は適用となるのか。	

6	<p>大気汚染防止法施行令別表第一の一の項に掲げるボイラーのうち、伝熱面積が10平方メートル未満の小型ボイラーについては、大気汚染防止法施行規則附則(昭和60年6月6日付総理府令第31号)により、当分の間、NOxなどの排出基準の適用が猶予されている。</p> <p>令和3年5月に開催された自治体向けの「ばい煙発生施設影響評価検討会報告書に係る説明会」では、小型ボイラーへの適用猶予は継続されるとの説明があった。</p> <p>こうした情報は、都道府県等が現場で事業者指導を行う上で重要であることから、排出基準の適用猶予を継続する理由も含め、都道府県等に改めて通知していただきたい。また、業界団体等にもその旨を十分に周知していただきたい。</p>	
7	<p>ボイラーの規模要件は政令施行日以前に設置されている施設も適用となるのか。</p>	<p>ご認識のとおりです。</p>
8	<p>令和2年度ばい煙発生施設影響評価検討会(以下「検討会」という。)の報告書では、ボイラーの「伝熱面積と排出ガス量との関係については、強い相関があるとはいえなくなっている。」との結論であるが、第3回検討会の参考資料(東京都環境局提供資料)で示されているとおり、事業者の申告に基づき都内のボイラーを機種別に整理した結果、機種によっては相関性が確認されている。</p> <p>第2回検討会において、環境省水・大気環境局大気環境課長から「地域の状況によって自治体の判断で伝熱面積を使った規制ができる。」との発言があったが、都道府県等が地域の実情に応じて、条例等においてボイラーの規模要件として伝熱面積を引き続き使用することが可能である旨を通知等で明確に示していただきたい。</p>	<p>ご指摘のとおり、地域の状況によって自治体の判断で伝熱面積を使った条例による規制が可能と考えており、その旨、施行通知で示す予定です。</p>
9	<p>検討会報告書の中で「伝熱面積の要件を無くすにあたっては、地方公共団体においても十分な対応がとれるよう、調整を図りながら進めていくことが必要である。」と明記されている。</p> <p>都道府県等では、今後、予算や人員要求を行いつつ、規制対象外となるボイラーへの対応の検</p>	<p>改正政令の施行時期については、改正の内容や準備期間等を勘案して、令和4年10月1日に設定することとしました。関係地方公共団体における対応が円滑に進むよう環境省としても支援していきます。</p>

	<p>討や、大気環境に与える影響の調査、条例改正など様々な対応が想定される。そのため、都道府県等が政令改正に合わせた十分な準備期間を確保できるよう、政令改正の施行日を令和4年10月1日より遅らせていただきたい。</p>	
10	<p>固体燃料の燃焼能力の算定をする場合、コンベアやモーター等によって燃料を連続投入するものは、機器の定格能力により燃焼能力が算定できる。しかし、燃料の投入方法によっては投入量を自由に設定できるため、客観的に燃焼能力を算出できない。そのため、伝熱面積の規模要件を撤廃とともに、「バーナー」の文言を削除した際に、事業者への平等性に欠ける。</p>	<p>ボイラーの燃焼能力については、燃焼計算等により算出する、燃料を最大燃焼させることのできる値になりますので、投入量に応じて変化するものではありません。</p>
11	<p>今後、伝熱面積 10m<sup>2</sup> 以上、燃料の燃焼能力 50L/h 未満で設計されたボイラーが増えると予想されるが、これについての規制はどうなるのか。</p>	<p>伝熱面積と排出ガス量との関係については、現在は強い相関があるとは言えなくなっています。また、本政令改正により規制対象外となる施設のばい煙排出量は、多く見積もっても全体の2～4%程度の値であること、木質バイオマスボイラーを含む固体燃焼ボイラーについては一般的に排ガス処理装置が標準搭載されていることから規制対象外となる施設からの排出ガスに含まれる大気汚染物質の量という点においても影響は大きくないと考えられます。</p> <p>ただし、これらは、現在と同様に排ガス処理装置が搭載された施設の販売が継続されることを前提としたものであり、規制対象外となる規模の新たな施設においても同様に搭載されるかどうかについては懸念が残るため、動向を注視したいと考えています。</p>
12	<p>木質バイオマスなどの固体燃料は、単位排ガス量当たりの汚染物質の排出量が大きく、燃焼能力と汚染物質の排出量は必ずしも比例しない。そのため、規制対象外となる木質バイオマスボイラーが多く設置されると大気環境の悪化が懸念される。</p>	
13	<p>現状、苦情が多い薪ストーブと木質バイオマスボイラーの排ガスの性状は大きく変わらないと考えられ、木質バイオマスボイラーが住宅密集地に多く設置されると、当該ボイラーを設置した周辺の住民から黒煙や臭いの苦情や多くなると懸念される。</p>	
14	<p>大気汚染防止法に基づき既に都道府県等に届出されているボイラーであって、今後、法規制対象外となるボイラーにおいて、構造変更や廃止等の措置を行う場合の事務手続き等について、都道府県等に通知していただきたい。</p>	<p>政令改正により規制対象外となる施設については、法律上、廃止届出の要件には該当しないと考えていますが、設置者と行政が認識を共有することは重要と考えます。例えば、届出書を設置者に返却する、規制対象外となったことを設置者に連絡するなど様々な対応が考えられます。ただし、地方公共団体により状況が異なりますので、どのような対応をとるかについては、各地方公共団体において判断いただきたいと考えています。また、当初、大</p>
15	<p>大気汚染防止法制定当初は、ボイラーの規模要件は伝熱面積のみであったため、既に都道府県等に届出されているボイラーの中には、燃料の燃焼能力が不明なものがある。</p>	

	<p>政令改正後、都道府県等は燃焼能力に基づき届出済のボイラーが規制対象となるかを判断する必要があるため、その算定方法等に関する技術的助言を通知等で示していただきたい。</p>	<p>気汚染防止法で規定するボイラーの規模要件は、伝熱面積のみであったため、届出書に燃焼能力が記載されていないものもあると考えます。そのような場合には、燃焼能力を把握し、規制対象の有無を確認する必要があります。以上のような状況を踏まえつつ、届出の取り扱いや事務手続の方法等について、施行通知で示したいと考えています。</p>
16	<p>伝熱面積が10m<sup>2</sup>以上でバーナーがない固体燃料を使用するボイラーで、届出に燃焼能力が記載されていない施設があった場合、燃焼能力を算定せずに廃止扱いとなるのか、燃焼能力を算定する必要がある場合、燃焼能力のみの届出が必要なのか、燃焼能力を算定しようとしたとき、算出方法があいまいな場合の取り扱いはどうなるのか、今後の届出の取り扱いがあいまいである。</p>	<p>燃焼能力については、施設の仕様に係るものであるため、設置者を通じてボイラーメーカー等に問い合わせたいと考えています。また、固体燃料の重油換算については、環境省から技術的助言として過去に通知していますので、それを参照してください(昭和46年8月25日環大企5号「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行について」)。</p>
17	<p>本改正に伴い規制対象外となる施設について、施設廃止の届出を円滑に行えるよう手当されたい。</p> <p>また、古い施設で伝熱面積要件のみで設置届け出をした場合、改正後の規制対象となるかをどのように判断すればよいか、判断基準を示されたい。</p>	
18	<p>本改正案の施行に伴い規制対象外となるばい煙発生施設について、事業者へ廃止届を求めるのか、行政側で職権で廃止することになるのか方策を示されたい。</p> <p>また、行政側で職権廃止を行うこととなる場合、その手続きについてどのように進めればよいか通知等により指針を示されたい。(この場合の指針は設置事業者の倒産や届出懈怠に伴う職権廃止にも流用できることが望ましい)</p>	

※この他、本政令改正に賛同する意見が1件ありました。